

浦安市広告掲載に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の印刷物、ホームページ、公共施設等の資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 市有財産等への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもので、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の公共施設

エ その他広告媒体として活用できる資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

（広告掲載の範囲）

第4条 広告掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれがあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(4) その他市長が不適当であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第 5 条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの主管部長が別に定める。

(広告の規格等)

第 6 条 広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載料金等は、当該広告媒体ごとに主管部長が別に定める。

(広告掲載の手続等)

第 7 条 主管部長は、広告掲載を行おうとするときは、広告掲載計画書（別記第 1 号様式）を作成するものとする。この場合、財務部財政課長の合議を得るものとする。

(広告募集の方法等)

第 8 条 広告募集の方法は、市が直接広告を募集する方法と広告取扱業者（広告代理店方式）による方法とする。

2 市が直接広告を募集する方法により広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書（別記第 2 号様式）を市長に提出するものとする。

3 主管部長は、広告掲載の適否を決定する。ただし、広告掲載の適否が困難な場合は、事前に次条の広告掲載審査委員会に審査を依頼することができる。

4 主管部長は、広告掲載の適否が決定したときは、広告掲載を希望する者に対し、広告掲載決定通知書（別記第 3 号様式）又は広告否掲載決定通知書（別記第 4 号様式）により通知するものとする。

(審査機関)

第 9 条 広告掲載の適否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、財務部次長を、委員は、市長公室企画政策課長、市長公室広聴広報課長、総務部総務課長、財務部財政課長、財務部契約管財課長及び市民経済部商工観光課長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 1 0 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、主管課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員会の会議に係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 1 1 条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。